

## 第2節 救急対策

傷病者の発生等に伴う救急業務の効率的運用と傷病者の救護体制を迅速かつ的確に実施するため、救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号）を準用するほか、次により救急活動に当たるものとする。

### 1 報告

- (1) 救急救命士は、高度救命処置を行ったときは、救急救命士法第46条第1項の規定に基づき救急救命処置録に必要事項を記入し保存しなければならない。
- (2) 救急隊長は、収容医療機関へ到着時、医師又は看護師に搬送途上の観察等を連絡表に記入し渡すこと。
- (3) 救急隊長は、救急事故が次のいずれかに該当するときは、事故発生後速やかに救急即報を作成し、消防長に報告しなければならない。
  - ア 死者が5人以上の救急事故
  - イ 傷病者及び死者の合計が10人以上。ただし、交通事故又は急病人の場合は20人以上
  - ウ その他隊長が認める特異な救急事故

### 2 救急活動の原則

#### (1) 救急隊の処置

- ア 救急隊は、救急事故の現場に到着した時は、直ちに傷病者の周囲及び救急事故等の状況を迅速かつ的確に把握し、必要な応急処置等を行い救急病院へ搬送しなければならない。ただし、傷病者又は家族等から、搬送先を指定された時は、傷病者の容体及び当該医療機関等の受け入れ体制が、救急業務上の支障の有無を判断して、可能な範囲で当該医療機関に搬送することができる。
- イ 救急隊員は、傷病者を救急自動車に収容し、医療機関等に引き継ぐまでの間に生命に危険があり又はその容体が悪化するおそれがあると認めた時は、必要な応急処置等を行わなければならない。
- ウ 救急救命士は、前項イに規定する応急処置等を行うほか、必要に応じ高度救命処置を適切に行わなければならない。
- エ 救急救命士は、救急救命士法第44条第1項に規定する具体的指示を受ける時は、本市が指定している医療機関とする。

#### (2) 行動上の原則

- ア 全ての行動は、傷病者又はその家族の立場になって行い、その状況に最も適応した行動をとる。
- イ 不安感と焦燥感のある家族や衆人の中で行動することを認識し、沈着冷静に規律ある行動で対処し、その信頼に応える。
- ウ 常に救急隊員としての自覚を持ち、チームワークを図って有機的に行動する。
- エ 暖かい人間愛と傷病者を思いやる心をもって対処する。
- オ 傷病者の生命に関する重要な業務であることを自覚し、誠実に自信を持って対処する。

#### (3) 傷病者の搬送と搬送中の傷病者管理

##### ア 傷病者の搬送

##### (ア) 傷病者収容基準（救急隊1隊の基準）

- a 最優先治療群の傷病者 1名
- b 非緊急治療群の傷病者 2名
- c 軽処置群の傷病者 乗車定員以内

(イ) 多数傷病者が発生した場合は、搬送先等を一覧表に記入し警備課長に提出する。

- (ウ) 搬送の時期は所要の観察・応急処置及び医療機関選定が終了したときとする。
- (エ) 搬送に当たっては状態に適した体位を確保し、常に観察して必要な救急処置を継続する。
- (オ) 複数の傷病者があり同時に搬送できない場合は、速やかに他の救急隊を要請する。
- (カ) 傷病者の搬出困難な場合は、直ちに通信指令室に報告し、消防隊等の支援要請を行う。
- (キ) 転院搬送時、救急隊長は医師又は看護師を同乗させるように努める。  
また、転院搬送依頼及び同意書を受領する。
- (ク) 救急隊長は、事件性等が考えられる事故に対しては、警察官を同乗させるよう努める。
- (ケ) 傷病者のうち重篤患者にあつては、医療機関と連携を密にし、医師の指示に基づく適切な処置を実施する。
- (コ) 救急隊長が医療機関へ傷病者を搬送する必要を認め、その旨を傷病者又は保護者等に説得したにもかかわらず、搬送を拒否された場合は、本人又は家族等の署名を受ける。

#### イ 傷病者の搬送制限

- (ア) 明らかに死亡している者又は医師が死亡していると診断した者は、搬送しない。
  - a 明らかに死亡している者の判断の基準は、次による。
    - (a) 頭部、体幹の切断等の状態から、社会通念上死亡したと判断できるもの。
    - (b) 四肢の硬直又は死斑等の状況から、社会通念上死亡したと判断できるもの。
  - b 明らかに死亡している者の取扱い上の留意事項は、次による。
    - (a) 明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、警察官及び関係者等に業務を引継ぎ、その者の氏名・職業等を確認して救急出場報告書に記録する。
    - (b) 救急現場の状況、住民感情及び関係機関相互の状況から搬送が必要と判断される場合は、警備課長に報告し、指示を受けて搬送する。
- (イ) 救急隊長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第140号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症、指定感染症又は新感染症の傷病者を搬送した場合は、救急隊員及び救急自動車等の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行い、この旨を消防長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、所要の措置を講じなければならない。
- (ウ) 生活保護法（昭和25年法律第114号）に定める被保護者又は要保護者であると認められる傷病者を搬送した場合は、福祉事務所に通報しなければならない。

#### ウ 救急自動車内の傷病者等管理

- (ア) 搬送中の傷病者管理
  - a 救急隊長は、搬送中における傷病者の管理を適切な位置で行わなければならない。
  - b 症状に応じた体位を確保し、特に意識障害者の体位は原則として側臥位とし、気道を確保する。
  - c 全身状態及び局所状態を観察し、症状に適応した応急処置を継続する。  
また、傷病者の状況に応じ、安静状態を確保する。
  - d 症状が急変し、救命が困難であると判断されるときは通信指令室に報告して途上の医療機関に緊急処置を要請するか、又は搬送決定機関のドクターホットラインにより、指示を受けた応急処置を継続しながら速やかに搬送する。
- (イ) 同乗者の扱い方
  - a 未成年者又は意識等に障害があるもので正常な意思表示ができない傷病者を搬送する場合は、保護者等関係者の同乗を求める。
  - b 同乗者については、傷病者との関係を聴取する。

c 同乗者に対する留意事項

- (a) 救急隊長は、傷病者の関係者又は警察官が同乗を求めてきたときは、努めてこれに応ずるものとする。ただし、救急救命士が高度救命処置を行うために車内人員を制限する必要があると認める場合は、この限りでない。
- (b) 酩酊者等で同乗に適さないと認められる者は、同乗させない。
- (c) 同乗者には、傷病者管理に支障とならない安全な座席と位置を指定する。
- (d) シートベルトを着装させる等、動揺及び急制動に対する危害防止について配慮する。
- (e) 同乗者を下車させる際は、交通の状況等周囲の安全を確認した後に下車させる。

(4) 現場保存

救急事故の原因に犯罪の疑いがあると認められたときは、直ちにこれを警察署に通報するとともに、できる限り現場保存等に留意して救急活動を行う。

(5) 出場途上等における救急事故

出場途上又は帰署途上において救急事故を覚知したときは、直ちに通信指令室へ事故概要を報告し、その指示により行動しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、必要な処置を行った後に報告するものとする。

(6) 傷病者の親族等への連絡

傷病者の状況により、その者の親族又は保護機関等に必要な事項を通報する。

(7) 応援要請

救急隊長は、救急事故現場に傷病者が多数発生しているとき又は、特殊な救急活動の必要が認められ、自隊のみで対処困難な場合は、通信指令室に救急事故の状況を通報し、要請隊数・使用救急資器材を応援要請する。

(8) 特殊事故

次のような事故が発生した場合は、救急隊のみではなく消防隊等の同時出場を行うとともに、救急隊長は通信指令室に関係機関及び関係者の現場出向依頼を行う。

ア 負傷者が多数発生した事故

イ R I 車両による事故

ウ 化学薬品取扱所での事故

エ 刺傷及び銃創事故（拳銃やナイフ等を使用した事故）

オ その他救急隊長が認める特殊事故

3 医療機関選定の基本

(1) 選定上の基本原則

ア 傷病者の症状に適応した医療が可能な医療機関を選定する。

イ 傷病者又は家族等から特定の医療機関へ搬送を依頼された場合は、傷病者の症状、搬送先医療機関の状況及び救急業務上の支障の有無を判断し、可能な範囲において依頼された医療機関へ搬送する。

(2) 留意事項

ア 医療機関の選定には、傷病者の症状、状態及び救急事故の状況等必要な情報を基に傷病者に最も適切な医療機関を選定する。

イ 傷病者の症状から重症又は重篤と判断される場合は、専門医療機関を選定するよう努める。ただし、これらの医療機関に搬送するいとまがない場合は、救急現場に最も近い医療機関に一時収容を図る。

ウ 医療機関の選定にあたり、医師から診療科目等について指示を受けたときは、これを優先する。

(3) 適応医療機関の選定

ア 特殊疾患の場合は、原則として診察を受けている医療機関とする。

イ 婦人科系の大量出血等重症又は重篤者は、総合病院又は診察を受けている医療機関とする。

ウ 眼の重傷外傷は総合病院又は入院施設のある眼科専門医療機関とする。

4 ドクターヘリコプターによる救急搬送

(1) 基本方針

ドクターヘリコプターにより、高次医療機関への搬送時間を短縮し、傷病者の救命率向上を図るものとする。

(2) ドクターヘリコプター搬送基準

ア 生命の危機が切迫している傷病者を救急車で医療機関へ搬送するのに15分以上を要するもの。

イ 救急隊長又は救急救命士が必要と思われるもの。

(3) 要請方法

ドクターヘリコプター要請前に収容先医療機関へ、救急隊長又は救急救命士が患者収容に係る確認を取ることとする。

(4) 他部隊との連携

ドクターヘリコプターを要請した場合、通信指令室に報告し消防隊等の支援出場を要請する。

5 応急手当の普及啓発

警備課長は、救急業務を円滑に実施するために、応急手当の普及啓発を計画的に推進するように努めなければならない。